

ふるさと納税自治体連合プロモーション業務に係る 企画提案書募集要領

1 目的

ふるさと納税制度の健全な発展を推進するため、ふるさと納税制度の理念や趣旨について国民および自治体に広く周知するため、プロモーション活動を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

ふるさと納税自治体連合プロモーション業務

(2) 業務内容

別紙「ふるさと納税自治体連合プロモーション業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

(3) 委託契約金額の上限

2,000,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

(4) 履行期限

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

3 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと
- イ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- ウ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- エ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと
- オ 消費税および地方消費税の未納がないこと
- カ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- キ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること

- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ク 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと
- ケ 企画提案審査会前 3 年間に於ける団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- コ 福井県から訴えを提起されていないこと
- サ その他、ふるさと納税自治体連合事務局との協議に柔軟、真摯に対応できること

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和 3 年 8 月 24 日（火）17 時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く 9 時～17 時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	12 問合せ、書類提出先に同じ
④ 提出書類	ア 企画提案参加申込書（様式 1） イ 企画提案参加資格誓約書（様式 2） ウ 企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意） エ 直近 2 期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し オ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がない旨の証明書 カ 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し キ 提案を求める業務と同種または類似業務を履行した実績（様式 3）
⑤ 提出部数	1 部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記（2）により企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査し、その結果を令和 3 年 8 月 26 日（木）までに通知する。

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式 4）により、令和 3 年 8 月 24 日（火）17 時までふるさと納税自治体連合事務局（福井県定住交流課ふるさと貢献グループ）あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和 3 年 8 月 26 日（木）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出

応募資格を認定された者は、次により企画提案書を提出すること。

① 提出期限	令和3年9月3日（金）17時必着
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	12 問合せ、書類提出先に同じ
④ 提出書類	企画提案書（A4サイズ、様式は任意（白黒、カラーどちらも可）） 記載事項については別紙1「企画提案書記載項目」と相対できるように整理して記載してください。
⑤ 提出部数	正本1部、副本5部（紙で提出してください。）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

6 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

「ふるさと納税自治体連合プロモーション業務」選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書に基づき書面審査を実施する。

(2) 審査方法

委員会において、参加者から提出のあった企画提案書等を審査し、審査基準により総合的に評価して評点を算定し順位付けを行い、1位となった参加者を委託先候補者とする。また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託先候補者としての適否を判断する。

【評価基準】

- ①業務の実施体制、スケジュール
- ②全体コンセプトの方針や企画内容
- ③見積金額、経費の妥当性

(3) 選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

ふるさと納税自治体連合は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、ふるさと納税自治体連合は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき。
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不相当となるような事情が生じたとき。

8 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、ふるさと納税自治体連合に協議のうえ、その承諾を得ること。

9 成果物に関する権利の帰属

本委託業務により作成された成果物の使用权および著作権はふるさと納税自治体連合に帰属

するものとする。また、ふるさと納税自治体連合はビジュアル、コピー、ロゴタイプなどを公共の目的のために使用し、またはふるさと納税自治体連合が指定する者に使用させることができるものとする。

10 知的財産権等について

- (1) 本委託業務の成果物の所有権は、当該成果物に相当する委託料が完済されたときに、ふるさと納税自治体連合に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、すべての成果物が第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証すること。ただし、ふるさと納税自治体連合の責に帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。
- (3) 本委託業務により作成される成果物の著作権の取扱いは、次の①から③のとおりとする。
 - ①受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第27条（翻訳権、翻案権等）、第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、ふるさと納税自治体連合に無償で譲渡するものとする。
 - ②ふるさと納税自治体連合は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変しまたは任意の著作者名で任意に公表することができることとする。
 - ③受託者は、ふるさと納税自治体連合の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）および第19条（氏名表示権）の権利を行使することができない。

11 その他

- (1) この公告にかかる一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。

12 問合せ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
ふるさと納税自治体連合事務局（福井県交流文化部定住交流課）
電話 0776-20-0665
FAX 0776-20-0644
電子メール furusatokouken@pref.fukui.lg.jp
（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）